

## 農地法第3条許可申請による農地の所有権移転の流れ

### 農地法第3条許可申請

手順	申請者の方の流れ	農業委員会等の流れ	内容
1	申請についての相談	事前に農業委員会事務局へご相談ください。	
2	申請書の記入		ホームページからダウンロードできます。記載例や必要書類をご確認ください。
3	申請書提出前の確認	担当地区の農業委員に申請内容をご説明ください。	記入漏れや書類不足により許可に日数を要したり、不許可になる場合がありますので、申請前に記載例や必要書類を再度ご確認ください。
4	申請書の提出	申請書の受付	農業委員会事務局（市役所5階）へお越しください。 申請の受付期間は、毎月5日です。 （土曜日、日曜日、祝日の場合は、その前の平日）
5		申請書の書類審査	申請内容の審査及び添付書類の確認を行います。
6		現地調査・ヒアリング	現地確認を行います。また、必要に応じて申請者や周辺農業者へ聞き取りを行います。
7		農業委員会総会での審議・決定	許可・不許可の決定 （毎月25日頃）
8	許可証の受け取り	許可証の交付	原則、農業委員会総会の翌々日（土曜日、日曜日、祝日を含まない）に交付します。 農業委員会事務局（市役所5階）へ受領印を持ってお越しください。
9	農地の売買等（登記）		